

議 第 1 1 号 議 案

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子の安定供給を
保全する積極的な施策を求める意見書の提出について

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子の安定供給を保全する積
極的な施策を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定に
より、提出します。

平成30年6月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

同 関 野 兼太郎

提 案 理 由

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子の安定供給を保全する積
極的な施策を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対し
て提出するため、この案を提出します。

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子の安定供給を
保全する積極的な施策を求める意見書

2017年4月14日主要農作物種子法（以下、種子法）の廃止法案が可決・成立し、2018年4月1日から種子法は廃止されることとなった。種子法は1952年に戦後日本の農業と国民の食生活を支えるため制定され、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査などを義務付けることにより、米、麦、大豆といった主要農作物の種子の国内自給の確保及び、食料安全保障上極めて重要な役割を担ってきた。

種子法廃止の理由としては、技術の向上等により種子の品質が安定したことや民間事業者が参入しにくい状況にあることなどがあげられている。

種子法廃止にあたり、参議院では「優良な品質の種子の流通確保のため種苗法に基づき、適正な基準を定め、運用すること」「都道府県の取組が後退しないよう地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含め周知徹底に努めること」「民間事業者と都道府県等との連携を推進し、主要農作物種子が国外に流失することなく適正な価格での国内生産に努めること」「特定の事業者による種子の独占で弊害が生じないように努めること」などの附帯決議がされた。

しかし、種子法が廃止されることで、これまで維持していた安定的な生産・供給の法的根拠と、そのための財源が失われ、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失などが危惧される。富士見市の農業・農家、そして消費者にとってもこれは非常に重要な問題である。種子法の廃止により危ぶまれる食の安全保障を補完するために速やかな対応が必要である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、食料主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全する積極的な施策を求めるものである。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成30年6月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	齋藤健様